

## ○環境保全推進地区市民会議運営費補助金交付要綱（平成14年7月21日施行）

平成14年7月21日施行

改正 平成14年7月21日  
平成15年4月1日  
平成23年4月1日  
平成24年4月1日

平成31年4月1日  
令和3年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、身近な地域における市民及び事業者の自発的な環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する活動を支援するため、市が予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（平成15年八王子市規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象団体）

第2条 補助金の交付対象となる団体は、八王子市環境基本条例（平成13年八王子市条例第82号）第21条第1項に規定する環境保全推進地区市民会議（以下「環境市民会議」という。）とする。

（交付対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業は、環境市民会議において市民及び事業者が行う次の各号のいずれかに該当する活動を内容とする環境市民会議運営事業とする。

- (1) 自発的な環境の保全等に関する活動
- (2) 環境基本計画の検討に関する活動
- (3) その他市長が適当と認める活動

（補助総額）

第4条 補助金の額は、年総額1,500,000円を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする環境市民会議は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年4月10日までに市長に提出するものとする。

- (1) 会員名簿（4月1日現在）
- (2) 会則
- (3) 予算書
- (4) 活動計画書

（補助金額）

第6条 各環境市民会議の補助金の額は、環境市民会議運営費補助金審査規程に基づき審査し、第4条に定める額の範囲内において、決定する。

（交付決定通知書）

第7条 規則第7条第2項に規定する補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）による。

(補助事業等変更・中止・廃止申請書)

第8条 規則第10条に規定する補助事業等の内容変更等の通知は、補助事業等変更・中止・廃止申請書(第3号様式)による。

(実績報告書)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、補助事業等実績報告書(第4号様式)による。

(確定通知書)

第10条 規則第13条に規定する補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書(第5号様式)による。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(見直し)

第12条 この補助事業は、4年毎に補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

申請者（代表者） 住 所

名 称

氏 名

### 補助金交付申請書

年度において次の事業を行いたいので、環境保全推進地区市民会議運営費補助金を交付されるよう、補助金等の交付の手続等に関する規則第6条の規定により申請します。

事業の名称	環境保全推進地区市民会議運営事業
交付申請額	円
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	1. 会員名簿（4月1日現在） 2. 会則 3. 予算書 4. 活動計画書

年 月 日

様

八王子市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度環境保全推進地区市民会議運営費補助金については、次のとおり決定したので、補助金等の交付の手続等に関する規則第7条第2項の規定により通知します。

事業の名称	環境保全推進地区市民会議運営事業
交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 補助金の交付は、中央環境保全推進地区市民会議の請求書の提出をもって、30日以内に支払うこととし、概算払いとする。</li><li>2. 交付対象事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（軽微なものを除く。）</li><li>3. この補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第4号様式）を市長に提出し、精算すること。</li><li>4. 2により実績報告を受けた場合、これを審査し、交付対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められたときは、是正のための措置を命ずることがあること。</li><li>5. 次のアからエまでの一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。<ul style="list-style-type: none"><li>ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</li><li>イ 補助金を他の用途に使用したとき。</li><li>ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。</li></ul></li></ol>

	<p>エ 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。</p> <p>6. 補助金の使用については、適正支出に努めること。</p> <p>※ 適正支出とは、会場使用料、資料印刷費その他環境保全推進地区市民会議の適正な運営に必要な支出をいうものであり、会議に伴う飲食費、関係者への祝い金、香典等は適正支出とは認められないものであること。</p> <p>7. 4により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。</p> <p>8. 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応ずること。</p> <p>9. 市長が必要があると認めたときは、交付対象事業に係る帳簿その他の資料を提示し、その内容を報告すること。</p> <p>10. 8の資料は5年間保存すること。</p>
--	---

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

八王子市長 殿

申請者（代表者） 住 所

名 称

氏 名

補助事業等変更・中止・廃止申請書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更・中止・廃止をしたいので、補助金等の交付の手續等に関する規則第10条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	環境保全推進地区市民会議運営事業
交付決定額	円
変更・中止・廃止 事 項	
変更・中止・廃止 の 理 由	

年 月 日

八王子市長 殿

補助事業者等（代表者）住 所  
 名 称  
 氏 名

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日付 八環政第 号により交付決定を受けた事業が完了したので、補助金等の交付の手続等に関する規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称	環境保全推進地区市民会議運営事業	
交付決定額		円
補助金受領額	(A)	円
補助金残額	(B)	円
利 子	(C)	円
精算額 (B) + (C)	(D)	円
補助金使用額 (A) - (D)		円
活動の成果	別紙、活動状況報告書のとおり	
添付書類	1. 事業報告書（活動状況報告書） 2. 決算書	